

## 医療費適正化基本方針の見直しに対する意見

医療費適正化基本方針（以下「基本方針」という。）の見直しに際し、都道府県における円滑な第三期医療費適正化計画（以下「適正化計画」という。）の策定・推進に向け、国において、次の点について十分に配慮されるよう強く要望する。

- 1 医療費見込みの推計方法や各数値の根拠等については、都道府県から関係者への説明に支障をきたすことがないよう、全体像を理解できるような資料を示した上で、都道府県に対し、十分な説明を行うこと。

併せて、適正化計画の策定及び達成状況評価に際し、都道府県の負担をできる限り軽減するよう、手続きの簡略化や国によるデータ提供等について配慮すること。

- 2 適正化計画の策定にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律を踏まえ、平成35年度の入院医療費の推計に、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床機能の分化及び連携の推進の成果等を織り込むこととなるが、医療計画の一部である地域医療構想は、あくまでも、将来の医療需要の変化に対応し、在宅医療等も含めた地域の医療提供体制を全体として検討するためのものであり、病床や医療費の削減を目的としていると受け止められないよう、十分留意すること。

また、都道府県が地域医療構想や適正化計画を策定する前に医療費見込みの数字を独り歩きさせ、策定に向けた議論の妨げになったり、策定後において関係者に対して義務付けを強化することがないよう、強く要請する。

さらに、適正化計画の達成状況評価についても、地域医療構想と適正化計画に関して、関係者の誤解を招かないような方法とすること。

- 3 医療関係者や医療保険者等に対しても、適正化計画の策定・推進への理解及び協力が得られるよう、国の責任において十分かつ丁寧な説明・調整を行うこと。

平成28年8月31日

全国知事会

社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一